

〔平成 22 年 3 月 26 日〕  
川崎市幸区選挙管理委員会書記長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市幸区選挙管理委員会規程（昭和 47 年川崎市幸区選挙管理委員会告示第 2 号）第 8 条の 2 の規定による会議の公開に資するため、川崎市幸区選挙管理委員会の会議（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 189 条第 1 項に規定する会議をいう。以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開催場所に設ける受付において、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券を交付する時間は、会議開始時刻の 30 分前から会議開始時刻の 10 分前までの間とする。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、5 人とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 傍聴人が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、抽選により決定することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって委員長が認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙しないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の開催場所の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置及び傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 委員長は、会議を非公開とするとき、その他必要と認めるときは、傍聴人を退場させるものとする。

3 傍聴人は、前2項の規定により委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

# 傍 聴 券

受付番号： \_\_\_\_\_

※ 会議の開催場所に入室する際に、この傍聴券は係員に御返却してください。

川崎市幸区選挙管理委員会